# 株主各位

栃木県小山市横倉新田520番地 東京鐵鋼株式会社 代表取締役社長 吉原毎文

# 第86回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第86回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、平成26年6月26日(木曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 平成26年6月27日(金曜日)午前10時
- 2. 場 所 栃木県小山市横倉新田520番地 当社本社工場4階会場
- 3. 目的事項 報告事項
- 1. 第86期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)事業報告の内容、 連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監 査結果報告の件
- 2. 第86期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役11名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

<sup>◎</sup>当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

<sup>◎</sup>株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じました場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.tokyotekko.co.jp)に掲載させていただきます。

# (添付書類)

# 事業報告 (平成25年4月1日から) 平成26年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

## (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、雇用環境の改善などを背景に個人消費が底堅く推移し、住宅投資や設備投資も増加するなど順調な回復を見せました。

しかしながら当社の属する電炉小棒業界におきましては、人手不足による建設工事の遅れ等により需要は盛り上がりを欠き、製品価格の改善が進まない一方で、主原料である鉄スクラップ価格の高騰に加え、エネルギー価格も上昇するなど、非常に厳しい経営環境となりました。

このような中で、当社は主力のネジテツコンならびに関連商品の拡販に注力するととも に、採算を重視した受注活動に取り組んでまいりました。

この結果、当期の業績につきましては、販売数量の増加により連結売上高は577億2千5百万円(前期実績549億9千4百万円)と前期を上回りました。

利益につきましては、鉄スクラップ価格と製品価格の値差が縮小したことを主に、連結営業利益17億6千7百万円(前期実績42億7千2百万円)、連結経常利益16億7千5百万円(前期実績40億9千9百万円)、連結当期純利益7億2千9百万円(前期実績29億5百万円)と、いずれも前期を下回りました。

## 事業の部門別売上高

	事	業	別		前	年	度	当	年	度
鉄	鋼		事	業		54, 25	1 百万円		57, 01	8 百万円
そ		$\mathcal{O}$		他		74	3		70	7
	合		計			54, 99	4		57, 72	5

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、棒鋼の品質向上および生産設備の維持補修を目的として、17億1千4百万円の投資を実施しました。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、資金調達の安定化の観点より短期資金15億円を返済する一方、社債発行8億円、長期借入17億円を実施いたしました。

## (4) 対処すべき課題

当社は単なる素材提供メーカーに止まることなく、エンジニアリング力を高め、高付加価値品を提供することで、他社との差別化を進め、事業基盤の強化を図る経営戦略を進めています。そのためにネジテツコン・継手の供給体制の確立、研究開発体制の整備、国内営業体制の強化、海外マーケットの開拓に経営資源を重点的に投入しております。

また、東北地区における環境リサイクル事業では、電気炉を頂点として、シュレッダー、 炭化炉など一連の処理設備を備えており、廃自動車、廃家電処理に加えて、廃プラ、廃石綿 など処理品目の拡大に積極的に取り組み、リサイクルの事業の拡大を図りたいと考えており ます。

株主の皆様には、今後とも格別のご支援とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

# (5) 財産および損益の状況の推移

	区		分		第 83 期 (平成23年3月期)	第 84 期 (平成24年3月期)	第 85 期 (平成25年3月期)	第 86 期 (当連結会計年度) (平成26年3月期)
			(百)	万円)				
売		上	(古	高 万円)	43, 845	53, 736	54, 994	57, 725
経	常		利	益	1,076	2, 788	4, 099	1, 675
	U.o.	, ,		万円)				
当	期	純	利	益 (田)	436	1, 407	2, 905	729
1 1	株当た	り当		(円) 利 益 万円)	9. 75	31. 49	65. 00	16. 16
総		資	(1)	産	45, 961	47, 199	50, 229	48, 630
			(百)	万円)				
純		資		産	28, 280	29, 613	32, 183	32, 990

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

# (6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

	会 社 名	資本金	当 社 の 出資比率	主 要 な 事 業 内 容
		百万円	%	
1	東北東京鐵鋼株式会社	275	100	産業廃棄物処理事業
2	トーテツ興運株式会社	50	100	貨物運搬、燃料の仕入販売、損害保険 代理店業
3	トーテツ産業株式会社	50	100	棒鋼加工品の製造販売
4	東京鐵鋼土木株式会社	100	100	棒鋼および棒鋼加工品等の販売
5	トーテツメンテナンス株式会社	20	100	人材派遣および設備等のメンテナンス
6	株式会社 関 東 メ タ ノ	80	75	原材料の集荷・販売
7	鉄特凱商貿 (瀋陽) 有限公司	39	100	製品の販売
8	ティーティーケイ コリア株式会社	91	100	製品の販売

(注) ティーティーケイ コリア株式会社は、平成25年10月1日に設立しております。

# (7) 主要な事業内容

	事	業		内 容
鉄	鋼	事	業	棒鋼・棒鋼加工品・機械式継手の製造販売、産業廃棄物の処理
そ	Ø,	)	他	貨物運送・設備等のメンテナンス・人材派遣

# (8) 主要な営業所および工場

	T	T			
	東京本社	東京都千代田区			
	大阪営業所	大阪府大阪市中央区			
	名古屋営業所	愛知県名古屋市中区			
	東北営業所	宮城県仙台市青葉区			
東京鐵鋼株式会社	福岡営業所	福岡県福岡市博多区			
· 宋· · · · · · · · · · · · · · · · · ·	横浜営業所	神奈川県横浜市中区			
	札幌営業所	北海道札幌市中央区			
	本社工場	栃木県小山市			
	総合加工センター	栃木県小山市			
	八戸工場	青森県八戸市			
	本社・工場	青森県八戸市			
東北東京鐵鋼株式会社	八戸営業所	青森県八戸市			
	弘前営業所	青森県南津軽郡田舎館村			
トーテツ興運株式会社	本社	栃木県小山市			
トーテク典連体八云化	八戸営業所	青森県八戸市			
トーテツ産業株式会社	本社・工場	栃木県小山市			
トーケク産業体式云社	粟宮事業所	栃木県小山市			
東京鐵鋼土木株式会社	本社	東京都千代田区			
トーテツメンテナンス株式会社	本社	栃木県小山市			
株式会社関東メタル	本社	茨城県猿島郡境町			
鉄特凱商貿(瀋陽)有限公司	本社	中国遼寧省			
ティーティーケイ コリア株式会社	本社	韓国ソウル市			

# (9) 従業員の状況

# ①企業集団の従業員数

従	業	員	数		前	期	末	比	増	減	
			609 名							36 名增	

# ②当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
446 名	3 名減	37.6 歳	14.3 年

# (10)主要な借入先

			借		借入		Λ.		先				借入金残高
												百万円	
株	式	£	<u>&gt;</u>	社	三	井	住	2	友	銀	行	1,665	
三	井	住	友	信	託	銀	行	株	式	会	社	680	
株	式	会	社	日	本	政	策	投	資	銀	行	590	

# 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数

46,689,201株(自己株式137,327株を除く)

(2) 株 主 数

4,337名

(3) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
	株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5, 131, 000	10. 99
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	4, 485, 000	9. 61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2, 575, 000	5. 52
資産管理サービス信託銀行株式会社(合同製鐵口)	2, 300, 000	4. 93
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2, 262, 000	4. 84
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1, 215, 000	2.60
朝日工業株式会社	930, 000	1.99
MELLON BANK TREATY CLIENTS OMNIBUS	628, 500	1. 35
大 陽 日 酸 株 式 会 社	499, 916	1. 07
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	468, 000	1.00

- (注) 1. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式(自己株式137,327株を除く)の総数に対する割合であります。
  - 2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)には、「従業員持株会信託型ESOP」により所有する498,000株が含まれております。

## (4) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成25年10月31日開催の取締役会決議に基づいて、当社グループ従業員持株会を活用し、福利厚生の拡充を目的としたインセンティブ・プランとして「従業員持株会信託型ESOP」を導入しました。本プランについては、連結注記表【追加情報】をご参照ください。なお、当事業年度の末日において、持株会信託が所有する当社株式498,000株は、本項における自己株式には含めておりません。

# 3. 会社役員に関する事項

# (1) 取締役および監査役の氏名等

	氏	名		地位および担当	重要な兼職の状況
吉	原	每	文	取締役社長 (代表取締役)	公益財団法人吉原育英会理事長
形	田		猛	取締役会長	東北デーバー・スチール株式会社代表取締役社長
太	田	高	嗣	取締役(最高リスク管理責任者(CRO)、総合企画、総務・経理、内部監査、内部 統制担当)	
阿	見		均	取締役 (海外、開発担当)	
鶴	見	長	晴	取締役(生産担当)	株式会社関東メタル代表取締役会長
櫻	井	憲	_	取締役(環境リサイクル担当、東北棒 鋼事業部長)	
松	本		好	取締役(営業・購買担当、ネジ加工品 事業部長)	
石	川原	亰	毅	取締役 (人事部長)	
柴	田	隆	夫	取締役(総務・経理部長)	
大	橋	茂	信	取締役 (本社棒鋼事業部長)	
深	田	恭	司	常勤監査役	
押	見	政	勝	常勤監査役	
岡	崎		功	監査役	
澤	田	和	也	監査役	馬場・澤田法律事務所 弁護士 株式会社アルフレックスジャパン社外監査役

- (注) 1. 監査役岡崎功氏および澤田和也氏は、社外監査役であります。
  - 2. 当社は、監査役岡崎功氏および澤田和也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

	支給人員	支 給 額	摘  要
取 締 役	10名	286,514千円	
監 査 役	4名	46,608千円	(うち社外監査役2名分)9,600千円
合 計	14名	333, 122千円	

(注) 支給額には、事業年度中に役員賞与引当金として費用処理した金額を含めております。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
  - ・社外監査役澤田和也氏の兼職先である馬場・澤田法律事務所、株式会社アルフレックス ジャパンと当社の間には、特別の関係はありません。
- ② 当該事業年度における主な活動状況
  - ・社外監査役 岡 崎 功氏 当該事業年度に開催した取締役会19回中19回に、監査役会10回中10回に出席し、適宜 質問し意見を述べています。
  - ・社外監査役 澤 田 和 也氏 当該事業年度に開催した取締役会19回中19回に、監査役会10回中10回に出席し、適宜 質問し意見を述べています。
- ③ 責任限定契約の内容の概要 当社は、社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結して おり、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

# (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額 33百万円(消費税等別)
- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 33百万円(消費税等別)
- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

## (3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく、減免申請書に対する合意された手続に係る報酬を支払っております。

## (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人と責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

## (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役全員の合意を得た上で、または、監査役会の請求に基づいて会計監査人の解任 または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の 適正を確保するための体制

当社の内部統制基本方針は、以下のとおりです。

#### (内部統制基本方針)

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という)を整備する。

- 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) コンプライアンス体制の基礎として、「企業行動憲章」を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を役員・社員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
  - (2) コンプライアンス委員会を設置し、役員及び従業員がコンプライアンスを確実に実践することを支援・指導する。 委員会の活動状況については、定期的に取締役会及び監査役会に報告する。
  - (3) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての内部通報体制を整備し、社内規程に基づき運用する。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に従い、保存・管理する こととし、10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 品質、環境、安全、生産設備の4つの領域を当社における重要なリスクとして認識し、中央品質保証委員会、中央環境管理委員会、中央安全衛生管理委員会及び中央生産設備管理委員会を設置し、これらを統轄する責任者として取締役から選出した最高リスク管理責任者を置く。
  - (2) リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、最高リスク管理責任者は速やかに取締役会、監査役会に報告する。
  - (3) 緊急時における情報の伝達ルート及び対応組織を定め、適切に対応する。

- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役、社員が全社的な目標を共有すると共に、具体化された部門目標の達成に向けて効率よく業務が執行されるよう、総合予算制度を運用する。 目標達成の進捗状況については、毎月開催する定時の取締役会でチェックする。
  - (2) 取締役会での意思決定を効率的に行うため、重要事項については事前に経営会議において審議する。
  - (3) 取締役の業務執行に当たっては、役員執務規則に従うものとする。
- 5. 当社並びにグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1)「財務報告に係る内部統制規程」を制定し、財務報告の信頼性を確保する。
  - (2) グループ会社の経営管理を担当する部門が、グループ各社の経営を指導、管理するとともに、定期的にグループ会社営業報告会を開催し、グループ各社の業務運営状況をチェックする。
  - (3) グループ各社の重要な業務に関する事項については、当社取締役会で審議の上、承認する。
  - (4) 当社内部監査担当部門は、定期的にグループ各社の業務が適正に執行されているかを監査し、結果を当社の役付役員及び監査役会に報告する。
- 6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に 関する事項
  - (1) 監査役会がその職務の補助を必要とする場合には、内部監査担当者が監査業務を補助するものとする。
  - (2) 内部監査担当者の人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査役会の承認を得なければならないものとする。
- 7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役または使用人は監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況及び内容を速やかに報告する。
  - (2) 監査役会は、代表取締役、監査法人、内部監査担当部門とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社の株式会社の支配に関する基本方針は、以下のとおりです。

## 1. 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

もとより、当社は、上場企業として株式を市場での自由な取引に委ねている以上、会 社を支配する者のあり方は、株主の皆様の判断においてなされるのが原則であり、当社 株券等の大規模買付行為が行われる場合においても、これに応じるべきか否かの判断 は、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、当社株券等の大規模買付行為の中には、その目的・手法等から見て会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付けの条件等について検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

当社は、このような当社株券等の大規模買付行為を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。

2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社の企業価値向上への取り組みで重要なことは、ネジテツコン生産と顧客ニーズに 適合した商品開発、及び提案営業に経営資源を重点的に投入し、エンジニアリング力を 強化することにあります。このために、体制整備、人材育成などを積極的に進めてまい ります。

設備面では平成20年度までに本社工場にビレットの広角化、加熱炉の更新、圧延スタンドの増設など総額60億円の設備投資を実施しており、これにより品質、生産性の向上が図られ、ネジテツコンの拡販に向けての生産体制が整備されました。

開発体制も強化し、直近では次世代の超高層ビルへの採用が期待される超高強度ねじ 節棒鋼「USD980ネジテツコン」の開発に成功するなど着実な成果をあげております。販 売面でも福岡営業所、横浜営業所、札幌出張所、西日本物流センターを開設するなど、 北から南まで全国をネットする営業網の整備を進めております。また、人材面でも若手 登用を進めるほか、高強度棒鋼の製造ノウハウなどの継承に取り組んでおります。 さらに、変化の激しい時代にスピード感をもって事業を展開していくためには、他社 との提携も積極的に行っていく必要があると認識しております。現在、拓南製鐵株式会 社と提携しネジテツコンのOEM生産を行っていますが、今後とも海外も含め様々な形 での提携を検討していきたいと考えております。

環境リサイクル事業では、一連の処理設備を活用して廃自動車、廃家電処理に加えて、アスベストや廃プラなど処理品目の拡大や、一般廃棄物への取り組みを進めております。これにより、国土の環境保全に寄与する独自技術をさらに進化させ、新たな資源リサイクルの事業化を進めたいと考えております。

さらに、一層の企業価値の向上を図るためにはコーポレートガバナンスの向上が欠かせません。この観点で執行役員制度を導入し、業務監督と業務執行の役割分担を行うとともに、経営体制の効率化、迅速化と透明性、安定性を図っております。グループ会社も将来性の低い事業の整理、人材の適正配置など構造改革を進めております。

3. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、平成23年5月20日開催の取締役会及び平成23年6月29日開催の第83回定時株主総会の各決議に基づき、平成20年6月26日に導入した「当社株券等の大規模買付行為への対応策」(買収防衛策)の内容を一部改定した上で更新いたしました。(以下、改定後の買収防衛策を「本対応策」といいます。)

本対応策は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社 株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当 社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。)及び当 社株券等の保有者が当社の他の株主との間で当該他の株主が当該保有者の共同保有者に該当することとなる行為を行うことにより、当該保有者の議決権割合が20%以上となるような行為(以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行おうとする者を「大規模買付者」といいます。)が行われる場合に、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、という大規模買付ルールの遵守を大規模買付者に求める一方で、基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされる場合には、それらの者によって当社の財務及び事業の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、まず、大規模買付者には、当 社取締役会宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う 旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。さらに、大規模買付者には、当 社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する大規模買付情報リストに基 づき株主の皆様の判断及び当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報の提供 を求めます。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し前述の大規模買付情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)又は90日間(その他の大規模買付行為の場合)(いずれの場合も最大30日間の延長がありえます。)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当社取締役会は、当該期間内に、外部専門家の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、後述の独立委員会の勧告等を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取りまとめて開示します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応策を適正に運用し、当社取締役会の決定の合理性・公正性を確保するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、又は社外有識者の中から選任された委員からなる独立委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため新株予約権の無償割当てを実施すべきか否か、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため新株予約権の無償割当てを実施すべきか否か等の本対応策に係る重要な判断に際しては、独立委員会に諮問することとします。独立委員会は、新株予約権の無償割当てを実施すべきか否か、又はその判断について株主総会に諮るべきか否か、等の勧告を当社取締役会に対して行います。

当社取締役会は、新株予約権無償割当ての実施又は不実施その他必要な決議を行うに あたり、独立委員会からの勧告等を最大限尊重いたします。新株予約権無償割当てを実 施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むこと により新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株 予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大 規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の 取得条項等を付すことがあるものとします。また、当社取締役会は、当社取締役会が新 株予約権無償割当てを実施することを決定した後も、新株予約権無償割当ての実施が適 切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権無 償割当てを中止することがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適 時適切に情報開示を行います。

本対応策の有効期限は、平成23年6月29日開催の定時株主総会においてその導入が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

4. 具体的取り組みに対する当社取締役の判断およびその理由

2に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組みは、2に記載した通り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、3に記載した本対応策も、3に記載した通り、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応策は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、新株予約権無償割当ての実施又は不実施の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である専門家等を利用することができるとされていること、本対応策の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

#### (ご参考)

本対応策の有効期間は、平成26年6月27日開催予定の第86回定時株主総会(以下、本定時株主総会といいます。)終結の時までとしております。当社は、平成26年5月22日開催の取締役会において、本定時株主総会の時をもって、本対応策を継続しないことを決議いたしました。

<sup>(</sup>注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

	資	産	の	部		負	債		の	部
流	動	資	産	20, 165	流	動	負	債		9, 379
現	金	支 び	預 金	5, 301			形及て			4, 966
					_	年内償		定の社		600
受	取手形	及び	売 掛 金	5, 990		丰内返済	* / —	長期借力		909
商	品及	支 び	製品	6, 458	リ	+/	スル・ル	債	務	92
原	材料	及びり	貯 蔵 品	1, 508	未賞	払 与	法 人 引	、 税 当	等 金	521 266
					役	サ 員 賞		引 当	金金	200
繰	延利	兑 金	資 産	433	そ	A A	の	J1 →	他	2,002
そ		$\mathcal{O}$	他	475	固	定	負	債	10	6, 261
貸	倒	引	当 金	$\triangle 1$	社	. –			債	1,060
固	定	資	産	28, 464	長	期	借	入	金	1,675
					IJ	_	ス	債	務	317
有	形 固	定	資 産	26, 002		評価に係		延税金負	負債	604
建	物 及	び構	築物	4, 907	退	123 415 1		系る負	債	1, 754
機	械 装 置	き及び	運 搬 具	9, 302	環	境対		引当	金	368
	7% AX E				資	産	除去	债	務	58
土			地	10, 626	そ <b>負</b>		の	 合	他 計	423 15, 640
IJ	<u> </u>	ス	資 産	351				<u> </u>		<u> 15,640</u> の 部
建	嗀	仮	勘定	132		主	_ <del>-只</del> 資	<u>/生</u> 本		31, 726
					資	_	本		金	5, 839
そ		D	他	682	資	本	· 剰		_ 金	1, 851
無	形 固	定	資 産	113	利	益	剰		金	24, 293
投	資その	他の	資 産	2, 349	自	己	柫	₹ 3	弌	△258
					その	他の包				1, 219
投	資		証 券	1, 446			証券評		_	96
繰	延利	兑 金	資 産	580					金	1, 102
そ		Ø	他	345				整勘ス	Ē	19
貸	倒	引		△22		<u>数 株</u>		<u>持分</u>	<del>=</del> ⊥	43
資	 理 <b>産</b>	ラリ <b>合</b>	当 <u>金</u> 計	48, 630	<u>純</u> 負	<u>資</u> 債 純	<u>産</u> 資		<u>計</u> 計	32, 990 48, 630
具	圧		ĒΙ	40, 030	只	良 祀	見 ど	<b>E</b> D	пΙ	40, 030

())/ LL			_	m \	
(単位	٠	白	$\vdash$	щ.	١
( <del></del>			//	1 1 /	,

									(1 2 : 1 ) (1 )
売			上			高			57, 725
売		上		原		価			49, 696
	売	_	Ł	総	禾	IJ	益		8, 028
販	売	費及	₩ —	般	管理	里 費			6, 261
	営		業		利		益		1, 767
営		業	外		収	益			
	受		取		利		息	1	
	受	I	<b></b>	酉己	= 7	á	金	17	
	負	$\mathcal{O}$	o 1	<i>\\</i>	償	却	額	2	
	仕		入		割		引	88	
	雑			収			入	103	213
営		業	外		費	用			
	支		払		利		息	86	
	社	f	責	発	行	Ī	費	10	
	売		上		割		引	190	
	そ			$\mathcal{O}$			他	19	306
	経		常		利		益		1, 675
特		別		利		益			
	古	定	資	産	売	却	益	18	18
特		別		損		失			
	固	定	資	産	売	却	損	0	
	固	定	資	産	除	却	損	108	108
	税	金等	調整		当 期	純 利	益		1, 585
	法	人税、	住 民		及び	事 業	税	685	
	法	人	税	等	調	整	額	170	856
	少	数 株 主				期純利			728
	少	数	株		主	損	失		△0
	当	ļ	切	純	禾	IJ	益		729

# 連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から) 平成26年3月31日まで)

(単位:百万円)

		株	主	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5, 839	1, 739	24, 010	△739	30, 850
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△446		△446
当 期 純 利 益			729		729
自己株式の取得				△201	△201
自己株式の処分		111		682	794
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計		111	282	481	875
当 期 末 残 高	5, 839	1,851	24, 293	△258	31, 726

	その	)他の包括	舌利 益 累 詞	計額		
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	少数株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	183	1, 102	1	1, 288	44	32, 183
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△446
当期純利益						729
自己株式の取得						△201
自己株式の処分						794
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△86	_	18	△68	△0	△69
当期変動額合計	△86		18	△68	△0	806
当 期 末 残 高	96	1, 102	19	1, 219	43	32, 990

# 連結注記表

#### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 9社

連結子会社の名称 東北東京鐵鋼㈱ トーテツメンテナンス㈱

トーテツ興運㈱ トーテツ建材(㈱ トーテツ産業(㈱ | (㈱関東メタル

東京鐵鋼十木㈱ 鉄特凱商貿(瀋陽)有限公司

ティーティーケイ コリア(株)

子会社はすべて連結しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称 東北デーバー・スチール㈱

持分法を適用しない理由

当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、鉄特凱商貿(瀋陽)有限公司及びティーティーケイ コリア㈱の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

- 4. 会計処理基準に関する事項
- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
  - ①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの…………決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産 直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)

時価のないもの………総平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、商品、原材料 …… 総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

貯蔵品……主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの 方法)によっております。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
  - ①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法及び定額法

なお、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。 また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から 5年間で均等償却する方法によっております。

②無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
  - ①貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権 及び破産更生債権等については財務内容評価法により設定しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④環境対策引当金

保管するPCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理費用等の支出に備えるため、当連結会計年度末において合理的に見積ることができる見込額を引当計上しております。

- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
  - ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法について は、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生した連結会計年度で一括費用処理しております。

- (5) その他連結計算書類作成のための重要な事項
  - ①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

- ②のれんの償却方法及び償却期間 のれん及び平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、5年間の定額法により償却しております。
- ③ヘッジ会計の方法
  - (I)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理を採用しております。

(Ⅱ)ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は次のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の支払利息

(Ⅲ)ヘッジ方針

デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、実需に基づくものに限定し、投機目的の取引は行っておりません。

(IV)ヘッジ有効性評価の方法

全て、特例処理を採用している金利スワップ取引であるため、有効性の評価を省略しております。

#### 会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が1,754百万円計上されております。なお、この変更による当連結会計年度末のその他の包括利益累計額に与える影響はありません。

## 未適用の会計基準等

- ・「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)
- (1) 概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

(2) 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、現時点において評価中です。

#### 追加情報

当社は、平成25年10月31日開催の取締役会決議に基づいて、当社グループ従業員持株会を活用し、福利厚生の拡充を目的としたインセンティブ・プランとして「従業員持株会信託型ESOP」(以下、「本制度」といいます。)を導入致しました。

(1) 本制度の導入趣旨

当社は、当社グループ従業員に対して業績向上へのインセンティブを付与することにより、当社の株価や 業績に対する社員の意識をより一層高めることで、中長期的な企業価値の向上を図るとともに、グループ従 業員持株会の活性化を進めることを目的として、本制度を導入致しました。

(2) 本制度の概要

本制度は、「東京鐵鋼従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。) に加入する全ての当社グループ社員を対象とするインセンティブ・プランです。

本制度では、当社が持株会に加入する従業員のうち、一定の要件を充足する者を受益者とする信託(以下、「持株会信託」といいます。)を設定し、持株会信託は今後5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、銀行から取得資金の借入を行った上で、株式市場から予め取得しました。その後、持株会信託は持株会が定期的に行う当社株式の取得に際して、当社株式を持株会に売却していきます。持株会に対する当社株式の売却を通じて売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として受益者要件を充足する従業員に対して分配します。

なお当社は、持株会信託が当社株式を取得するための借入に対して補償を行うため、当社株価の下落により、持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当社が借入先銀行に対して残存債務を弁済するため、従業員への追加負担はありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度196百万円、498千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額 当連結会計年度200百万円

#### 連結貸借対照表に関する注記

	I H / H > - / II >			VA
1.	担保に供し	してし	ハろ	資産

1.	EMICK U C V O Q 圧	
	建物及び構築物	4,247百万円
	機械装置及び運搬具	9,103百万円
	土地	9,903百万円
	合 計	23,253百万円
	担保に係る債務の金額	
	1年内返済予定の長期借入金	526百万円
	長期借入金	1,092百万円
	1年内償還予定の社債	600百万円
	社債	1,060百万円
	合 計	3,279百万円
2.	有形固定資産の減価償却累計額	48,674百万円
3.	有形固定資産の圧縮記帳累計額	1,367百万円

4. 土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づきこれに合理的な調整を行って算出する方法及び第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価による方法によっております。

再評価を行った年月日

平成13年3月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と 再評価後の帳簿価額との差額

 $\triangle 2,732$ 百万円

5. コミットメントライン設定契約

当社は、資金調達の安定性と機動性を高めるため取引銀行9行とコミットメントライン設定契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントの総額

10,000百万円

借入実行残高

差引額

10,000百万円

#### 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 1. 当連結会計年度末日における発行済株式の総数 普通株式 46,826,528株
- 2. 配当に関する事項
- (1) 配当金支払額

決	議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成25年 定時株主編		普通株式	373百万円	8円	平成25年3月31日	平成25年6月28日

(注) 配当金の総額には、連結子会社への配当金支払額15百万円を含んでおります。

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成25年10月31日 取締役会	普通株式	93百万円	2円	平成25年9月30日	平成25年12月5日

- (注) 配当金の総額には、連結子会社への配当金支払額3百万円を含んでおります。
- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基	準	日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	233百万円	5 円	平成26年	年3.	月31日	平成26年6月30日

(注) 配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金2百万円を含んでおります。

#### 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達は銀行等金融機関からの借入により行っております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握することでリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は主に設備投資資金(長期)であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは、金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。また、長期借入金には、「従業員持株会信託型ESOP」の導入に伴う信託口における金融機関からの借入金が含まれております。当該契約は金利の変動リスクを内包しております。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	5, 301	5, 301	_
(2) 受取手形及び売掛金	5, 990	5, 990	_
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1, 377	1, 377	_
(4) 支払手形及び買掛金	(4, 966)	(4, 966)	_
(5) 社債	(1, 660)	(1, 663)	3
(6) 長期借入金	(2, 584)	(2, 595)	10
(7) デリバティブ取引	_	_	_

(\*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

#### (注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブに関する事項

- (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券 これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
- (4) 支払手形及び買掛金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 社債

社債の時価については、市場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、社債には1年内償還予定も含めております。

### (6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(7)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。また、「従業員持株会信託型ESOP」の導入に伴う信託口における金融機関からの借入金は、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、長期借入金には1年内返済予定も含めております。

(7) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されている ため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(6)参照)。

(注2)非上場株式(連結貸借対照表計上額69百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券 には含めておりません。

#### 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

1株当たり当期純利益金額

713円26銭 16円16銭

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

# 独立監査人の監査報告書

平成26年5月9日

東京鐵鋼株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員公認会計士 若 原 文 安 印 指定有限責任社員 業務執行社員公認会計士 新 村 久 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京鐵鋼株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京鐵鋼株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

資		Ě	の	部	1	 負	債		の	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
流				15, 512	流	<del>//</del> 動	負	債	-	10, 879
現	金 及	び預	金	1, 433	支	払		手	形	1, 700
受	取	手	形	10	買		掛		金	3, 146
売	掛		金	5, 455	短	期	借	. 入	金	2, 300
商	品 及	び製	品	6, 389	1	年内償		定の社		600
		び貯膚		1, 390		年内返済				745
前	払	費	用用	82	リナ	_	ス 払	債	務	67
繰	延税	金資	産	332	未未	払	14	費	金 用	1, 202 516
未	収	工 人	金	161	有賞	与	引	当	金	185
1	-	法人移		245	役	員賞	与	引当	金	20
そ		14 N 17	他	10	預	× ×	ŋ	J1 →	金	21
貸	倒 引	当	金	$\triangle 0$	設	備関	係 支	払 手	形	367
固	定			28, 305	そ		$\mathcal{O}$		他	7
有	形固定		<u>.</u> 産	24, 373	固	定	負	債		5, 967
建	ル 回 ル	- 貝	<b>)生</b> 物	3, 606	社				債	1,060
構	築		物物	567	長	期	借	入	金	1, 514
1	械 及	び装			J J	TH 4/A	スム	債	務へ	214
機	版 及 両 運		置具	9, 012	退 環	職給境対	付 策	引 当	金 金	1, 716 368
車		搬		8	· 埃		· R 除 = ±		務	58
1	具、 器 具	及び値		667		評価に係				604
土リ	. 7	資	地産	10, 173	そ	нт ры ( — рт	· め	~ / / 1	他	431
1	ー ス			204	負	債	1	<u></u>	計	16, 847
建	設仮	勘	定	132		純	資	産	(	の 部
無	形固な		産っ	93	株	主	資	本		25, 774
ソ	•	ウエ	アル	37	資		本		金 ^	5, 839
そ +n. ×	D	0 次	也	56	資	本	剰		金	547
投資			産	3, 838	資 利	本 <b>益</b>	準 <b>剰</b>	備 <b>余</b> :	金 <b>金</b>	547 <b>19</b> , <b>645</b>
投	資 有	価 証 ##	券	1, 416	利	<b>益</b>	準	備	<del>亚</del> 金	350
関	係会	社 株	式へ	1, 531	そ		利益		金	19, 294
出	資	<b>т</b> і —	金	7			1 益	剰余	金	19, 294
長	期前	払費	用	103	自	。 己	枝		式	△258
繰	延税	金資	産	561	評 個		算 差			1, 195
敷	金及び	保 証		176				価差額:		92
そ	<i>(</i> )	N/A	他	64		地再記			<u>金</u>	1, 102
貸	<u>倒</u> 引	当	金	△22	純	<u> </u>	産	<u>合</u>	計	26, 970
資	産	合	計	43, 817	負	債 純	資 方	産 合	計	43, 817

									(単位:百万円)
売			上			高			53, 435
売		上		原		価			47, 417
	売	上		総	禾	IJ	益		6, 017
販	売	費及	ſĭ —	般	管理	里 費			5, 457
	営		業		利		益		559
営		業	外	Ц	Z	益			
	受		取		利		息	0	
	受	取		配	= 7	í	金	539	
	受	取		賃	貸	Ì	料	125	
	仕		入		割		引	92	
	雑			収			入	74	834
営		業	外	<b></b>	ŧ	用			
	支		払		利		息	110	
	社	債		発	彳.	τ̈́	費	10	
	売		上		割		引	193	
	賃	貸	設	備	Ì	償	却	31	
	賃	貸	設	備	Î	費	用	26	
	雑			損			失	9	381
	経		常		利		益		1, 012
特		別		利		益			
	古	定	資	産	売	却	益	0	
	子	会	社	清		算	益	58	59
特		別		損		失			
	古	定	資	産	除	却	損	106	106
	税	引	前 当	期	純	利	益		964
	法	人税、	住 民		支 び	事 業	税	23	
	法	人	税	等	調	整	額	172	195
	当	期		純	禾	IJ	益		768

# (平成25年4月1日から) 平成26年3月31日まで)

(単位:百万円)

							株	:	主		資	本							
				<i>\!\</i> ₹	-1-		_			資	本	乗	钊	余	:	金			
				資	本	Ź	金量	資	本	準	備	金	資	本	剰	余	金	合	計
当 期	首	残	高			5, 83	39					547							547
当 期	変	動	額																
剰 ء	金	の配	当																
当	期紅	1 利	益																
自己	株式	この取	得																
自己	株式	この処	分																
株主資当 期	資本以 変動	外の項 額 (純	目の 額)																
当 期	変動	額合	計			=	_												_
当 期	末	残	高			5, 83	39					547							547

		株	主	本	
	利	益 剰 余	金		
	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合 計	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	303	19, 039	19, 343	△60	25, 670
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	46	△513	△466		△466
当期純利益		768	768		768
自己株式の取得				△201	△201
自己株式の処分		$\triangle 0$	△0	3	3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	46	255	301	△197	103
当 期 末 残 高	350	19, 294	19, 645	△258	25, 774

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等 合 計	純 資 産 合 計	
当 期 首 残 高	181	1, 102	1, 284	26, 955	
当 期 変 動 額					
剰余金の配当				△466	
当期純利益				768	
自己株式の取得				△201	
自己株式の処分				3	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△88	_	△88	△88	
当期変動額合計	△88	_	△88	15	
当 期 末 残 高	92	1, 102	1, 195	26, 970	

# 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ① 子会社株式及び関連会社株式……総平均法による原価法
  - ② その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産 直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)

時価のないもの………総平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製 品、 商 品、 原 材 料………総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

貯 蔵 品………主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの 方法)によっております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

ま物…………定額法及び定率法

なお、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く) については、定額法によっております。

構築物·車両運搬具………定率法

機械及び装置・工具、器具及び備品…定額法及び定率法

なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)…定額法

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用 可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 (3) リース資産………………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸 倒 引 当 金………売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率 法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により設 定しております。
- (2) 賞 与 引 当 金………従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
- (4) 退職給付引当金………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、発生した事業年度で一括費用処理しております。

(5) 環境対策引当金………保管するPCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理費用等の支出に備えるため、当事業年度末において合理的に見積ることができる見込額を引当計上しております。

- 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- (1) ヘッジ会計の方法
  - ① ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象…当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は次のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金の支払利息

- ③ ヘッジ方針……デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利ス ワップ取引を行っており、実需に基づくものに限定し、投機目的の取引は行って おりません。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法…全て、特例処理を採用している金利スワップ取引であるため、有効性の評価を省略しております。
- (2) 消費税等の会計処理……消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

# 貸借対照表に関する注記

Д,		
1.	担保に供している資産	
	建物	3,606百万円
	構築物	462百万円
	機械及び装置	9,010百万円
	土地	9,903百万円
	合 計	22,983百万円
	担保に係る債務の金額	
	1年内返済予定の長期借入金	445百万円
	長期借入金	1,014百万円
	1年内償還予定の社債	600百万円
	社債	1,060百万円
	合 計	3,120百万円
2.	有形固定資産の減価償却累計額	44,228百万円
3.	有形固定資産の圧縮記帳累計額	333百万円
4.	保証債務	
	銀行借入に対する債務保証	
	東北東京鐵鋼㈱	308百万円
5.	関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
	関係会社に対する短期金銭債権	544百万円
	関係会社に対する長期金銭債権	33百万円
	関係会社に対する短期金銭債務	3,102百万円
	関係会社に対する長期金銭債務	8百万円
6.	取締役及び監査役に対する金銭債権及び金銭債務	
	取締役及び監査役に対する長期金銭債務	390百万円
	(役員退職慰労金打切支給未払分)	

### 7. 土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法 律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行って おります。なお、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、こ れを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「十地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産 税評価額に基づきこれに合理的な調整を行って算出する方法及び第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑 定士補による鑑定評価による方法によっております。

再評価を行った年月日

平成13年3月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と 再評価後の帳簿価額との差額

△2,732百万円

#### 8. コミットメントライン設定契約

当社は、資金調達の安定性と機動性を高めるため取引銀行9行とコミットメントライン設定契約を締結して おります。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントの総額 借入実行残高

10,000百万円

差引額

10,000百万円

### 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高 売上高 4,227百万円

仕入高

9.529百万円

営業取引以外の取引高

189百万円

# 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の数

635, 327株

# 税効果会計に関する注記

1	繰延税金資産の発生の主な原因の内訳
Ι.	保延  1

1.	裸延柷金貨座の発生の土な原囚の内訳	
	棚卸資産	104百万円
	賞与引当金	75百万円
	貸倒引当金	8百万円
	退職給付引当金	607百万円
	役員退職未払金	138百万円
	ゴルフ会員権評価損	1百万円
	厚生施設会員権評価損	6百万円
	投資有価証券評価損	24百万円
	投資資産評価損	2百万円
	減損損失	102百万円
	環境対策引当金	130百万円
	繰越欠損金	23百万円
	資産除去債務	20百万円
	復興特区の税額控除	132百万円
	その他	15百万円
	繰延税金資産小計	1,392百万円
	繰延税金負債との相殺	△79百万円
	評価性引当額	△419百万円
	繰延税金資産合計	894百万円
2.	繰延税金負債の発生の主な原因の内訳	
	未収還付事業税	13百万円
	土地の再評価に係る繰延税金負債	604百万円
	その他有価証券評価差額金	51百万円
	資産除去債務に対応する除去費用	13百万円
	繰延税金負債小計	683百万円
	繰延税金資産との相殺	△79百万円
	繰延税金負債合計	604百万円

# 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額
 2. 1株当たり当期純利益金額
 583円88銭
 16円49銭

# 独立監査人の監査報告書

平成26年5月9日

東京鐵鋼株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 若 原 文 安 印 指定有限責任社員 業務執行社員公認会計士 新 村 久 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京鐵鋼株式会社の平成25年4月1日から 平成26年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動 計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が 実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重 要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意 見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手 続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。ま た、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も 含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監查報告書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び工場等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
  - 四 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月14日

東京鐵鋼株式会社 監査役会 常勤監査役 深 田 恭 司 卿 常勤監査役 押 見 政 勝 卿 社外監査役 岡 崎 功 卿 社外監査役 澤 田 和 也 卿

以 上

# 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、財務体質の強化ならびに今後の事業展開に備えるための内部留保の充実等を勘案しながら、業績に裏付けられた成果の配分を安定的に行うことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては業績、財務状況等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株当たり金5円、総額233,446,005円 なお、既にお支払いしております中間配当金2円を含めました当期の年間配当金は、 1株当たり7円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成26年6月30日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

- 1. 提案の理由
  - (1) 周知性の向上及び手続きの合理化を図るため、公告方法を電子公告に変更し、併せて やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法 を定めるものです。
  - (2) 取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものです。
  - (3) 社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第29条(取締役の責任限定契約)の規定を新設するものです。なお、この規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。また、これに伴い、現行定款第29条以下を1条ずつ繰り下げるものです。

# 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
第一章 総則 (公告方法) 第5条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載し て行う。	第一章 総則 (公告方法) 第5条 当会社の公告 <u>方法</u> は、電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
第四章 取締役および取締役会 (任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	第四章 取締役および取締役会 (任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. (現行どおり)
(新設)	(取締役の責任限定契約) 第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第 <u>29</u> 条 (条文省略) 第 <u>43</u> 条	第 <u>30</u> 条 〈 (現行どおり) 第 <u>44</u> 条

# 第3号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員(10名)が任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの強化を図るため新たに社外取締役1名を増員し、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番 号		年	月	名 日)	略歴	、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
1		原 2年 5		*** 文 5日生)	昭和60年2月 昭和63年6月	代表取締役副社長就任 代表取締役社長就任(現) 状況)	142, 143株
2		世 9年2	2月;	*#*L <b>猛</b> 9 日生)	平成9年4月 平成9年6月 平成14年6月 平成19年6月 平成22年6月 平成24年6月 (重要な兼職の	常務取締役棒鋼販売部、購買統括部担当就任 專務取締役社長補佐兼事業部門担当就任 代表取締役專務取締役專務執行役員(業務執行 統括)就任 代表取締役副社長副社長執行役員(業務執行統 括)就任 取締役会長就任(現)	17,000株
3	l .	た 田 4年1		嗣 5日生)	平成12年4月 平成15年5月	㈱さくら銀行本店営業第一部長	2,000株

候補者番 号	氏 (生	年	月	名 日)	略歴、	、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
	\	'	1 /1 H/	昭和49年4月	当社入社		
	が 阿 見 (昭和27年					ネジ・加工品事業部長	
		見		かとし	平成14年6月	取締役ネジ・加工品事業部長就任	0.000111
4			年3月30日生)	平成22年6月	取締役開発、グローバルプロジェクト担当常務	6,000株	
					T-1017 0 1	執行役員就任	
					平成24年6月	取締役海外、開発担当上席常務執行役員就任(現)	
					昭和44年3月	当社入社	
					平成13年4月	本社棒鋼事業部長	
_	つる <b>在鳥</b>	見	長	晴	平成14年6月	取締役棒鋼事業部長就任	0.00011
5	(昭和25				平成22年6月	取締役生産担当常務執行役員就任(現)	9,000株
					(重要な兼職の)	<b>伏況</b> )	
					㈱関東メタル代	表取締役会長	
	機 井 憲 一 (昭和27年7月18日		昭和50年4月	当社入社			
				平成13年4月	東北棒鋼事業部長兼八戸事業所長		
		が けん いち 井 憲 一		平成14年4月	東北東京鐵鋼㈱出向		
6			<u> </u>	平成18年4月	東北棒鋼事業部長	2,000株	
0		年 7	年7月18日生)	平成18年6月	取締役東北棒鋼事業部長就任	2,000休	
			平成19年6月	取締役就任			
				平成24年6月	取締役環境リサイクル担当上席執行役員東北棒		
					鋼事業部長就任(現)		
				昭和50年4月	当社入社		
	まつもと			平成10年10月	棒鋼営業部長		
		本 好 27年9月23日生)	まっ もと このむ 松 本 好	2 20to	68 このむ 	平成18年7月	SCM本部長
7				平成19年6月	取締役執行役員総合企画部長就任	10,000株	
	(40/142)		平成22年4月	取締役執行役員ネジ加工品事業部長就任			
				平成24年6月	取締役営業・購買担当上席執行役員ネジ加工品		
						事業部長就任 (現)	
	いし		6	o FI	昭和48年8月	当社入社	
8	石川原			人事部長	8,000株		
		(昭和28年4月11日生)   平成22年7月 執行役	和28年4月11日生)	執行役員人事部長			
					平成24年6月	取締役執行役員人事部長就任 (現)	

候補者番 号		年	月	名 日)	略歴、	地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
9	柴 (昭和3	た 田 3年 9		* 夫 5 日生)	平成20年10月 平成22年5月 平成23年7月 平成24年6月	㈱日本総合研究所総合研究部門第一事業部部付部長 当社入社 総務・経理部担当部長 執行役員総務・経理部長 取締役執行役員総務・経理部長	1,000株
10	*** 大 (昭和3		成 茂 5月2	。。 信 86日生)	平成2年1月 平成17年7月 平成23年7月 平成24年6月	当社入社 開発企画部長 執行役員本社棒鋼事業部長 取締役執行役員本社棒鋼事業部長就任(現)	2,000株
11	※ きゃ 澤 (昭和3	田	<sup>かず</sup> 和 1月1	也 8日生)	(重要な兼職の	弁護士登録 馬場・澤田法律事務所入所(現) 慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院) 教授(現) ㈱アルフレックスジャパン社外監査役就任(現) 当社監査役就任(現) 状況)	0株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
  - 2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 3. 澤田和也氏は社外取締役候補者です。弁護士としての豊富な経験と高い見識を、当社の経営に活かし、コーポレートガバナンスの強化を図ることを期待し、社外取締役としての就任をお願いするものです。なお、同氏は、過去に会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
  - 4. 澤田和也氏は平成24年6月に当社社外監査役に就任以来2年間在任されています。本総会終結の時をもって監査役を辞任する予定であります。
  - 5. 澤田和也氏の選任が承認された場合、当社は同氏と責任限定契約を締結する予定です。ただし、第 2号議案定款一部変更の件が承認可決されることを条件といたします。当該責任限定契約の内容の 概要は、会社法第423条第1項の責任について、同氏が社外取締役の職務を行うにあたり善意で且つ 重大な過失がないときは会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とするものです。
  - 6. 澤田和也氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役澤田和也氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任 をお願いするものであります。

なお、園部洋士氏は澤田和也氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期満了すべき時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
※ その へ ひろ し 園 部 洋 士 (昭和40年2月12日生)	平成6年4月 弁護士登録 平成6年4月 須田清法律事務所入所 平成13年10月 林・園部・藤ヶ崎法律事務所(現 林・園部法律事務所)開設(現) 平成22年3月 日本管理センター㈱社外監査役就任(現) 平成25年3月 ㈱レッグス社外監査役就任(現) (重要な兼職の状況) 日本管理センター㈱社外監査役 (単)	0株

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
  - 2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 3. 園部洋士氏は社外監査役候補者です。弁護士としての豊富な経験と高い見識を、当社の監査機能強化に活かしていただくことを期待し、社外監査役としての就任をお願いするものです。なお、同氏は、過去に会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
  - 4. 園部洋士氏の選任が承認された場合、当社は、定款の規定に基づき同氏と責任限定契約を締結する 予定です。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、同氏が社外監 査役の職務を行うにあたり善意で且つ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低 責任限度額を限度とするものです。
  - 5. 園部洋士氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

### 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって、平成22年6月29日開催の第82回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役神山敏夫氏の選任の効力が失効しますので、定款に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、あらためて、補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

なお、当該補欠者につきましては、監査役の員数を欠いたことを就任の条件とし、そ の任期は前任者の残存期間といたします。

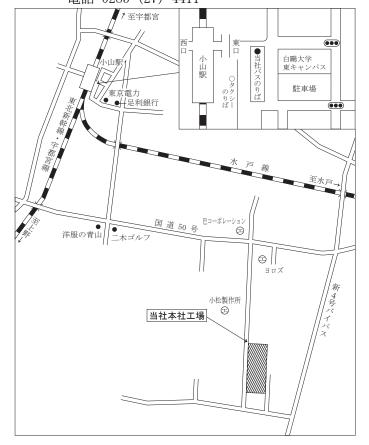
氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式の数
	昭和44年2月 公認会計士登録 昭和44年2月 神山公認会計士事務所開設(現) 昭和44年5月 税理士登録	0株
神山敏 (昭和16年11月18日生)	平成4年7月 日本公認会計士協会理事 平成7年2月 (㈱日本会計士学館代表取締役社長(現) 平成13年8月 日本公認会計士協会不服審査委員長 平成13年8月 公認会計士試験委員	
	平成16年7月 日本公認会計士協会監事 (重要な兼職の状況) 日本証券金融㈱社外監査役	

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 2. 神山敏夫氏は補欠社外監査役候補者です。公認会計士としての豊富な経験と高い見識を、当社の監査機能強化に活かしていただくことを期待し、補欠社外監査役としての就任をお願いするものです。
  - 3. 神山敏夫氏が社外監査役に就任された場合、当社は、定款の規定に基づき同氏と責任限定契約を締結する予定です。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、同氏が社外監査役の職務を行うにあたり善意で且つ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とするものです。
  - 4. 神山敏夫氏が社外監査役に就任された場合、当社は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

以上

# 東京鐵鋼株式会社 第86回定時株主総会会場ご案内図

東京鐵鋼株式会社 本社工場 4 階会場 栃木県小山市横倉新田520番地 電話 0285 (27) 4411



交通:JR小山駅東口(上図参照)よりタクシー利用 約12分 なお、当日はJR小山駅東口より、専用バスを運行いたします。 (発車時刻午前9時30分)

